

個別規程 IIJ サーバ証明書管理サービス

令和 8 年 2 月 13 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ サーバ証明書管理サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目区分	品目	内容
I	iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime	サイバートラストが発行する SSL サーバ証明書のうち、「iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービス
	iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 Prime	サイバートラストが発行する SSL サーバ証明書のうち、「iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 Prime」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービス
	企業認証 SSL	グローバルサインが発行する SSL サーバ証明書のうち、「企業認証 SSL」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービス
	企業認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	グローバルサインが発行する SSL サーバ証明書のうち、「企業認証 SSL」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービスであってグローバルサインが提供するワイルドカードオプションを利用できるもの
	クイック認証 SSL	グローバルサインが発行する SSL サーバ証明書のうち、「クイック認証 SSL」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービス
	クイック認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	グローバルサインが発行する SSL サーバ証明書のうち、「クイック認証 SSL」に対応する IIJ サーバ証明書管理サービスであってグ

		ローバルサインが提供するワイルドカードオプションを利用できるもの
II	持ち込み証明書	契約者が取得した SSL サーバ証明書に対応するもの

第 2 条(契約の単位)

当社は、IIJ サーバ証明書管理サービスの場合にあつては、品目ごとに一の IIJ サーバ証明書管理サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ サーバ証明書管理サービス契約」といいます。)を締結します。

第 3 条(利用資格)

品目区分を II とする IIJ サーバ証明書管理サービスを利用するには、当該サービスにおいて利用するサーバ証明書の有効期間が、別紙 1 で定める有効期間以内である必要があります。ただし、SSL サーバ証明書の認証機関の定める移行期間を除きます。

第 4 条(利用条件)

品目区分を I とする IIJ サーバ証明書管理サービスの契約者は、各品目に応じてサイバートラスト又はグローバルサインが定める提供条件に従うものとします。

2 品目区分を II とする IIJ サーバ証明書管理サービスの契約者は、IIJ サーバ証明書管理サービスにおいて利用する SSL サーバ証明書の認証機関が定める提供条件に従い、自らの責任において IIJ サーバ証明書管理サービスにおいて利用する SSL サーバ証明書を維持、管理するものとします。

3 品目区分を II とする IIJ サーバ証明書管理サービスの契約者が前項に定める提供条件に違背する等の理由により当社が何らかの損害を被った場合、当社は、当該契約者に対して当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。

4 契約者は、コモンネームに使用するドメイン名の登録情報に変更があつたときは、速やかに当該変更に関する手続きを当該ドメイン名の管理事業者に対し実施するものとします。

5 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ サーバ証明書管理サービスを提供できないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

6 契約者は、IIJ サーバ証明書管理サービスにおいて利用する SSL サーバ証明書の取得のための CSR の作成を当社に委託するときその他サービスの提供上必要がある場合において、CSR、当該 CSR に係る秘密鍵、サーバ証明書発行事業者が発行する各種書面(サーバ証明書自体を含み、これに限られません。)その他必要な情報又は資料について、その管理を当社に委託することを承諾するものとします。

第 5 条(契約内容の変更)

契約者は、SSL サーバ証明書を利用するサービスにつき、その変更を請求することができるものとします。ただし、変更後のサービスは、当社の提供するサービス且つ当社が指定するサービスに限ります。

第 6 条(有効期間の更新)

当社は、SSL サーバ証明書の有効期間が経過する日までに、当社が定める方法により、あらかじめ契約者に対し更新に係る通知を行うものとします。

2 前項の通知後、品目区分を I とする IIJ サーバ証明書管理サービスの契約者は、当社に対し、当社所定の方法により遅滞なく SSL サーバ証明書の有効期間の更新を行うか否かについての通知を行うものとし、当該通知が無かった場合は、当社は、SSL サーバ証明書の有効期間の更新をするものとして取扱うものとします。

3 第 1 項の通知後、品目区分を II とする IIJ サーバ証明書管理サービスの契約者は、当社に対し、当社所定の方法により遅滞なく SSL サーバ証明書の有効期間の更新を行うか否かについての通知を行うものとし、更新を行う場合にあっては、契約者自ら更新手続きを行うものとします。ただし、SSL サーバ証明書の有効期間が 90 日以内である場合、IIJ サーバ証明書管理サービスを更新することはできません。

第 7 条(利用の申込の制限)

品目区分を I とする IIJ サーバ証明書管理サービスにあっては、当社の提供するサービス且つ当社が指定するサービスに係るサーバではないサーバにおいて利用している SSL サーバ証明書を、当社の提供するサービスに係るサーバへ移設し利用する態様で IIJ サーバ証明書管理サービス契約の申込を行うことはできません。

2 品目区分を I とする IIJ サーバ証明書管理サービスにあっては、日本国外に存する組織を対象として IIJ サーバ証明書管理サービス契約の申込を行うことはできません。

第 8 条(サービスの廃止)

品目区分を I とする IIJ サーバ証明書管理サービスにあっては、当社は、サイバートラスト又はグローバルサインが、IIJ サーバ証明書管理サービスに対応するサービスの提供を終了した場合、当該サービスに対応する IIJ サーバ証明書管理サービスを廃止します。

第 9 条(解除の効力が生ずる日)

契約者が、第 6 条(有効期間の更新)第 2 項及び第 3 項に基づき更新を行わない旨の通知を行った場合にあっては、有効期間を経過する日に、IIJ サーバ証明書管理サービス契約の解除の効力が生じるものとします。

2 契約者が、SSL サーバ証明書の有効期間中に、当社所定の解約申込書で通知をした場合にあっては、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、IIJ サーバ証明書管理サービス契約の解除の効力が生じるものとします。その場合であっても、当社に支払われた料金は返金しないものとします。

第 10 条(料金)

契約者が、IIJ サーバ証明書管理サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ サーバ証明書管理サービスの申込を当社が承諾した時点(第 6 条(有効期間の更新)第 2 項に基づき支払いを要することとなった初期費用においては、当社が更新をするものとして取扱うこととした日以降において当社が指定した時点)で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

附則

平成 19 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

平成 19 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

平成 22 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

平成 25 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 6 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した品目を SureServer とする IIJ サーバ証明書管理サービスが、第 6 条(有効期間の更新)第 2 項の規定に基づき更新された場合、同サービスは、当該更新日以降、品目を SureServer for クラウドとする IIJ サーバ証明書管理サービスとして有効に存続するものとします。

平成 28 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

平成 29 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

平成 29 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 4 月 1 日変更

この契約約款は平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

平成 30 年 6 月 1 日変更

この契約約款は平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和元年 11 月 1 日変更

この契約約款は令和元年 11 月 1 日から実施します。

令和 2 年 9 月 1 日変更

この契約約款は令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

令和 4 年 7 月 1 日変更

この契約約款は令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

令和 4 年 9 月 1 日変更

この契約約款は令和 4 年 9 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

令和 7 年 6 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 7 年 6 月 1 日から実施します。

2 令和 7 年 5 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した品目を SureServer for クラウドとする IIJ サーバ証明書管理サービスは、品目を iTrust SSL/TLS サーバー証明書 for クラウドとする IIJ サーバ証明書管理サービスとして有効に存続するものとします。

3 令和 7 年 5 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した品目を SureServer EV for クラウドとする IIJ サーバ証明書管理サービスは、品目を iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 for クラウドとする IIJ サーバ証明書管理サービスとして有効に存続するものとします。

令和 8 年 1 月 31 日変更

1 令和 8 年 1 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した下記の IIJ サーバ証明書管理サービス契約は、有効期間満了日をもって自動的に解約されるものとします。

品目
セキュア・サーバ ID
セキュア・サーバ ID EV
グローバル・サーバ ID
グローバル・サーバ ID EV
セキュア・サーバ ID ※クラウド証明書
セキュア・サーバ ID EV ※クラウド証明書
グローバル・サーバ ID ※クラウド証明書
グローバル・サーバ ID EV ※クラウド証明書

令和 8 年 2 月 13 日変更

1 令和 8 年 2 月 12 日以前の契約約款に基づき成立した下記の IIJ サーバ証明書管理サービス契約について、契約者が当社に対し、第 6 条(有効期間の更新)第 2 項に定める SSL サーバ証明書の有効期間の更新通知を行った場合(当該通知が無かった場合は、当社は、SSL サーバ証明書の有効期間の更

新をするものとして取扱うものとします。)、当該契約は、同品目かつ有効期間を 6 ヶ月間とする IIJ サーバ証明書管理サービス契約として扱われるものとします。

品目	有効期間
企業認証 SSL	1 年間
企業認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	1 年間
クイック認証 SSL	1 年間
クイック認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	1 年間

2 令和 8 年 2 月 12 日以前の契約約款に基づき成立した下記の「有効期間更新前」に定める IIJ サーバ証明書管理サービス契約について、契約者が当社に対し、第 6 条(有効期間の更新)第 2 項に定める SSL サーバ証明書の有効期間の更新通知を行った場合(当該通知が無かった場合は、当社は、SSL サーバ証明書の有効期間の更新をするものとして取扱うものとします。)、当該契約は、下記の「有効期間更新後」に定める IIJ サーバ証明書管理サービス契約として扱われるものとします。

有効期間更新前		有効期間更新後	
品目	有効期間	品目	有効期間
iTrust SSL/TLS サーバー証明書 for クラウド	6 ヶ月間	iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間
iTrust SSL/TLS サーバー証明書 for クラウド	1 年間	iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間
iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 for クラウド	1 年間	iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間

別紙 1 IIJ サーバ証明書管理サービスにおける料金等 [第 10 条関係]

1 初期費用

品名	品目区分	品目	有効期間	料金
		iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
		iTrust EV SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
		企業認証 SSL	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
		企業認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
		クイック認証 SSL	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
		クイック認証 SSL／ワイルドカードオプション付き	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
	II	持ち込み証明書	6 ヶ月間	当社が別途契約者に示す金額
			1 年間	当社が別途契約者に示す金額
			2 年間	当社が別途契約者に示す金額
			3 年間	当社が別途契約者に示す金額
			無期限	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

品名	品目区分	品目	有効期間	料金
	I	iTrust SSL/TLS サーバー証明書 Prime	6 ヶ月間	0 円

		iTrust EV SSL/TLS サーバー 証明書 Prime	6 ヶ月間	0 円
		企業認証 SSL	6 ヶ月間	0 円
		企業認証 SSL／ワイルドカード オプション付き	6 ヶ月間	0 円
		クイック認証 SSL	6 ヶ月間	0 円
		クイック認証 SSL／ワイルドカー ドオプション付き	6 ヶ月間	0 円
	II	持ち込み証明書	6 ヶ月間	0 円
			1 年間	0 円
			2 年間	0 円
			3 年間	0 円
			無期限	0 円

3 新規取得又は有効期間の更新に伴う費用(品目区分 I 関係)

品名	料金
申請代行手数料(新規取得又は一更新につき)	当社が別途契約者に示す金額